

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成28年5月17日

秋田県監査委員 平山晴彦  
 秋田県監査委員 三浦英一  
 秋田県監査委員 石塚博史  
 秋田県監査委員 中嶋定雄  
 27財 ー 328  
 平成28年4月22日

秋田県監査委員 平山晴彦  
 秋田県監査委員 三浦英一  
 秋田県監査委員 石塚博史  
 秋田県監査委員 中嶋定雄  
 様

秋田県知事 佐竹敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年3月24日付け監委一762で報告のあったこのことについて、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査箇所名	特定非営利活動法人冒険の鍵クーン	所管課名	自然保護課
監査年月日	平成28年1月21日		
(指摘事項) 秋田県奥森吉青少年野外活動基地の管理に関する基本協定書に定める事業報告書の収支決算報告書において、支出額を誤って記載しているので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置事項) 指定管理者に対して、基本協定書の規定を遵守するよう改めて指導しました。今後は、正しい収支の処理が行われているか定期的に確認を行い、再発防止に努めます。			
監査箇所名	公益財団法人秋田県栽培漁業協会	所管課名	水産漁港課
監査年月日	平成28年1月25日		
(指摘事項) 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対して時間外勤務手当を支給しているが、時間外勤務時間に係る書類の整備が不十分であるので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置事項) 時間外勤務時間に係る書類の整備について、適切に書類を整備するよう法人に指導しました。			